

さいたま市 事業ごみの処理ガイド

さいたま市
環境キャラクター
さいちゃん



ごみ
(廃棄物)

家庭ごみ

家庭生活から生じるごみ

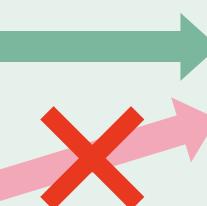
事業ごみ

家庭生活以外から生じるごみ

事業活動に伴って排出されるごみ
は、全て「事業ごみ」です。

会社・工場・商店・飲食店・病院・
宗教法人・学校・福祉施設・住居兼
店舗の店舗部分・個人事業・在宅ワー
ク・各種団体など

家庭ごみの収集所へ



事業ごみは家庭ごみの収集所 には出せません！

事業ごみを家庭ごみの収集所に出す行為は、ごみの量や種類に関係なく不法投棄です。

不法投棄の罰則 ▶下記注意事項参照

産業廃棄物

- 法令で定められた20種類の廃棄物
- 市の清掃センターへの搬入は禁止です

産業廃棄物の処理方法は2ページへ！

事業系一般廃棄物

- 事業ごみのうち、産業廃棄物以外のすべての廃棄物

事業系一般廃棄物の処理方法は3ページへ！



無許可の廃棄物回収業者を利用しないでください！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の許可を受けずに廃棄物を回収する違法な事業者にご注意ください。無許可の廃棄物回収業者に処理を委託した場合、排出事業者に対し下記注意事項のとおり罰則が設けられています。

事業者の責務

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条〉〈さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第5条〉

- 事業者は、事業ごみを、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- 事業者は、事業ごみの再生利用等を行うことによって、ごみの減量をしなければなりません。
- 事業者は、ごみの減量や適正な処理等に関して、国や自治体の施策に協力しなければなりません。



注意事項

不法投棄をしたり、不法焼却などをすると最大で**5年以下の懲役**
若しくは**1千万円以下の罰金、又はその両方**の罰則があります。

また、法人の代表者や従業員などが、その業務に関して上記の罰則を適用されると
その法人に対しても**3億円以下の罰金が科せられます！**

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条および第32条〉

産業廃棄物 の処理方法

事業ごみのうち、産業廃棄物に分類されるものが 20 種類あります。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条)

あらゆる事業活動にともなうもの	廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品、プラスチック製品、廃タイヤ、合成繊維、 ペットボトル 等
	金属くず	スプレー缶、一斗缶、アルミ製品、スチール製品、 かん 等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コップ、皿、レンガ、ブロック、石膏ボード、 びん 等
	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油 等
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液、酸性廃液 等
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液、アルカリ性廃液 等
	汚泥	ビルピット汚泥、メッキ汚泥、グリストラップ汚泥 等
	ゴムくず	天然ゴムくず
	燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物 等
	鉱さい	高炉、平炉、電気炉の残さい、鋳物廃砂、不良鉱石 等
	がれき類	コンクリート、レンガ、瓦等の破片 等
	ばいじん	電気集塵機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト 等
	木くず	建設業※、木製品製造業等から発生する木くず、貨物の流通に使用したパレット
	繊維くず	建設業※、繊維工場から発生する繊維くず
	紙くず	建設業※、パルプ・紙製造業、製本業、印刷加工業等から発生する紙くず
業種が限定されているもの	動物系固形不要物	と畜場で処理した獣畜、または食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状不要物
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等で、原料として使用した動植物に係る不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・羊・鶏などのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・羊・鶏などの死体
	上記の廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

※工作物の新築、改築又は解体工事により生じたもの

詳しくは市ホームページ「産業廃棄物の種類」 <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/008/002/002/p047808.html>



⇒処理方法（①から③のいずれか）

- ① リサイクル可能なごみ（上図の 参照）は資源化して処理する → P4 ~ P5 参照
- ② 自ら産業廃棄物処分業許可業者の処理施設へ搬入する → P8 ④ 参照
- ③ 産業廃棄物収集運搬業許可業者に回収を依頼する → P8 ④ 参照

登録廃棄物再生事業者、産業廃棄物処分業許可業者、産業廃棄物収集運搬業許可業者等へ産業廃棄物の処理の委託を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 号の規定により書面での契約が必要となります。

詳しくは市ホームページ「排出事業者責任について」
<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/008/002/002/p055294.html>



事業系一般廃棄物 の処理方法

事業ごみのうち、産業廃棄物以外のごみは「事業系一般廃棄物」に分類されます。

例) 食品の食べ残し・売れ残り・調理残さ(生ごみ・魚あら・茶殻等)、汚れて再資源化ができない紙・繊維(天然繊維に限る)・木くず等

⇒処理方法(①から③のいずれか)

① 資源物として処理する

木くず

自ら市が許可しているリサイクル施設へ搬入する > P4 木くず・刈草類 参照

繊維くず

登録廃棄物再生事業者へ回収を依頼するか、自ら登録廃棄物再生事業者へ搬入する
> P4 繊維くず 参照

紙くず

a 登録廃棄物再生事業者へ回収を依頼するか、自ら登録廃棄物再生事業者へ搬入する > P5 紙ごみ 参照
b エコペーパーリサイクルセンター見沼(市指定施設)に搬入する > P5 紙ごみ 参照

② 自ら市の清掃センターへ搬入する > P8 ① 参照

搬入時間 月～金 8:30～12:00/13:00～16:30、土 8:30～12:00 ※祝日も搬入可(1月1日～1月3日を除く)

→市の清掃センターに搬入する際は、排出元が市内であるか確認しますので証明できるもの(事業所リーフレット等)をご持参ください。

→平日の事前予約は不要ですが、土曜日、祝日及び年末(12月29日以降)は予約制となっています。
(1日の予約可能件数には上限があります。当日前日はできませんが、持込みを希望する日の1か月前から予約可能です。)

●ごみ持込みセンター(平日の持込みは予約不要)

電話: 050-3033-8229 月～金 8:30～17:00 (年末の最終搬入日～1月3日の予約電話受付はお休みです。)

オンライン予約 > <https://city-saitama-gomi-mochikomi.revn.jp/>

受付時間: 24時間・毎日(メンテナンス時を除きます)・受付時、名前を事業者名にして申請してください。



手数料 10kgあたり240円で計算したものに100分の110を乗じた額(10円未満は切り捨て)



一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりその市町村に統括的な処理責任があるとされていることから、市町村区域内での処理が原則となっています。そのため、他市町村からの一般廃棄物の市内への持ち込み及び他市町村への持ち出しが禁止されています(自区内処理の原則)。

③ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に回収を依頼する > P8 ③ 参照

→市ホームページで許可業者の一覧を掲載しています。

→許可業者によって収集運搬料金は異なります。直接、許可業者にごみの種類・収集頻度・回収時間帯といった条件を伝えて、料金をご確認ください。書面での契約を推奨しています。



産業廃棄物が混入していませんか?

⇒産業廃棄物は、市の清掃センターでは処理できません

産業廃棄物は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則において市の清掃センターへの搬入を禁止しています。一般廃棄物に産業廃棄物が混入していた場合、ごみを出した事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により不法投棄等として罰せられます。

混入例



▲ビニール袋(廃プラスチック類)



▲発泡スチロール(廃プラスチック類)



▲ワイヤー、廃乾電池(金属くず等)

リサイクル可能なごみ（主なもの）の処理方法

ペットボトル

登録廃棄物再生事業者または自動販売機設置業者等へ回収を依頼するか、自ら登録廃棄物再生事業者へ搬入する



登録廃棄物再生事業者のうち、「廃プラ」を取り扱う事業者へ依頼してください。> P8 5 参照

※登録廃棄物再生事業者への処理の委託は、書面による契約書の締結と産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要です。

かん・びん

⇒処理方法（①または②のいずれか）

①登録廃棄物再生事業者へ回収を依頼するか、自ら登録廃棄物再生事業者へ搬入する

登録廃棄物再生事業者のうち、かんは「金属」、びんは「ガラス」を取り扱う事業者へ依頼してください。> P8 5 参照

②東部環境センターに搬入する（飲料用に限る）> P8 2 参照

手数料 10kgあたり100円で計算したものに100分の110を乗じた額（10円未満は切り捨て）

- 搬入手続き
- ①事前にさいたま市ホームページから手数料等減額（免除）申請書をダウンロードし、廃棄物対策課あてにご提出ください。
市ホームページ「事業系資源物リサイクルについて」(<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/008/001/p006185.html>)に詳しい手続き方法や申請書等を掲載しています。
 - ②概ね1週間以内に手数料等減額（免除）決定通知書を郵送いたします。
 - ③決定通知書を持参のうえ、東部環境センターに直接搬入してください。



※登録廃棄物再生事業者への処理の委託は、書面による契約書の締結が必要です。

木くず・刈草類

剪定枝・根・株・幹・刈草類、大型木製品（木製の机・椅子・棚）等

※木製パレット・木製のこん包用資材は除きます。

自ら市が許可しているリサイクル施設へ搬入する

●有限会社みどりサービス

【剪定枝・根・株・幹を受け入れます】

さいたま市緑区南部領辻 3871番地1 電話：048-878-0113

●有限会社太盛

【剪定枝・根・株・幹・刈草類・大型木製品を受け入れます】

さいたま市浦和区大原5丁目12番1号 電話：048-685-8161

●株式会社藤栄商事

【剪定枝・根・株・幹・刈草類・大型木製品を受け入れます】

さいたま市岩槻区末田2048番2 電話：048-797-0751

※搬入の際は、処理料金及び受入基準などを事前に各施設にお問合せください。

※左記施設で破碎処理された木質チップ等は、堆肥原料またはバイオマス発電燃料等に使用されます。

※建設業者の建築作業等で生じたもの、木製品等製造業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず、貨物の流通・荷付けで使用した木製パレット・こん包用木材は産業廃棄物の「木くず」として処理してください。> P8 4 参照

繊維くず

登録廃棄物再生事業者へ回収を依頼するか、自ら登録廃棄物再生事業者へ搬入する

登録廃棄物再生事業者のうち、「古布」を取り扱う事業者へ依頼してください。> P8 5 参照

※天然繊維（綿・麻・絹等）でできた衣類等は、一般廃棄物として市の清掃センターに持ち込むことも可能ですが、できるだけリサイクルができる登録廃棄物再生事業者での処理を推奨しています。

※化学繊維が使用されたもの（作業着等）は産業廃棄物の「廃プラスチック類」として処理してください。また、建設業者の建築作業等で生じた繊維くずや、繊維工場の製造過程で生じた繊維くずは天然か化学繊維かを問わず産業廃棄物となります。

紙ごみ

新聞・雑誌・段ボール・OA用紙・パンフレット等

⇒処理方法（①または②のいずれか）

①登録廃棄物再生事業者へ回収を依頼するか、自ら登録廃棄物再生事業者へ搬入する

登録廃棄物再生事業者のうち、「古紙」を取り扱う事業者へ依頼してください。> P8 ⑤ 参照

②エコペーパーリサイクルセンター見沼（市指定施設）に搬入する > P8 ② 参照

エコペーパーリサイクルセンター見沼では段ボール箱に紙ごみを入れて（シュレッダーや分別は不要）箱ごとリサイクルを行う「まるっと紙ごみシステム」を運用しています。

⚠ 注意！ 禁忌品（リサイクルに向かない紙類）は出せません！

例）水分・油分が付着した紙（ピザの空き箱や紙製の弁当がら等）、においのついた紙（たばこや洗剤の箱など）、感熱紙（レシート等）、感圧紙（伝票等）、アルバム、写真、ラミネートした紙、ビニール等の付着物があるもの 等



※建設業者の建築作業等で生じたもの、印刷加工業者の作業工程で生じたもの等は産業廃棄物の「紙くず」として処理してください。> P8 ④ 参照

手数料 10kgあたり100円で計算したものに100分の110を乗じた額（10円未満は切り捨て）
※市の清掃センターに直接搬入するよりも10kgあたり140円が減額されます。

所在地 見沼区深作3丁目41番10号 電話：048-795-4265

- 搬入手続き**
- ①事前にエコシステムさいたまホームページから手数料等減額（免除）申請手続きを行ってください。
エコシステムさいたまホームページ (<https://www.ecosystem.or.jp>)
 - ②概ね1週間以内に手数料等減額（免除）決定通知書及び認証コードが電子メールで送付されます。
 - ③エコシステムさいたまの予約システムに認証コードでログインし、予約手続きを行ってください。（電話での予約不可）

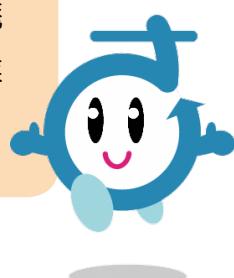


生ごみも
資源化が
可能です

飲食店・スーパー等で発生した生ごみは、民間の資源化施設（市外）に搬入を行うことで、飼料や堆肥などの原料にすることができます。食品リサイクル施設への搬入を希望する事業者の方は、契約されている収集運搬業許可業者または廃棄物対策課までご相談ください。
※詳しくは、農林水産省HP(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/)をご覧ください。



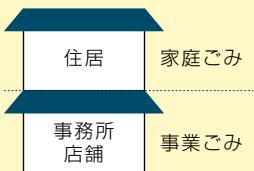
一般廃棄物収集運搬業許可業者、産業廃棄物収集運搬業許可業者を利用して、登録廃棄物再生事業者等へ回収を依頼することができます。一般廃棄物収集運搬業許可業者については P8 ③ 、産業廃棄物収集運搬業許可業者については P8 ④ をご確認ください。



事業ごみ Q & A

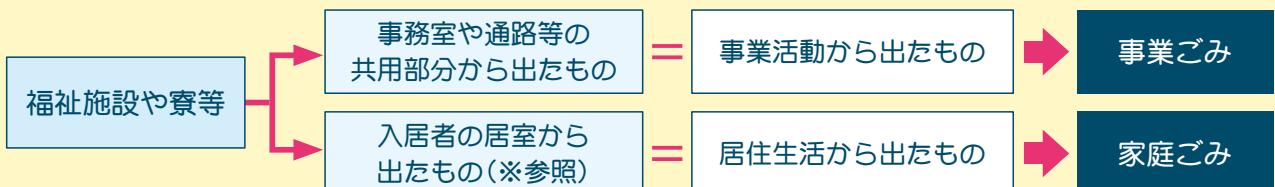
住居兼事業所（事務所・店舗など）のごみの捨て方は？

住居と事業所が同一の建物であっても、事業所のごみは事業ごみとなります。住居部分のごみと事業所のごみを分けた上で、事業所のごみはこのガイドに沿って処理してください。



福祉施設や会社の寮等から排出される廃棄物の処理方法は？

福祉施設や会社の寮等から排出されるごみは、同じ建物から出たごみでも、建物内のどのスペースから出たごみなのか、そのごみを誰が処分するのか等により処分方法が異なります。



※例えば居室から出た生活ごみであっても、施設管理者側が入居者サービスとしてごみを回収している場合は施設管理者側の事業ごみとなります。

お弁当、お菓子のプラスチックごみの処理方法は？

食品の製造や販売等を行う事業者が製造・販売に伴うお弁当ごみを捨てる場合（イートイン等で回収したもの）は、容器を産業廃棄物（廃プラスチック類）として処理してください。

ただし、休憩時に職員の食事等に伴って発生したお弁当ごみやお菓子のプラスチック容器等について事業者がまとめて捨てる場合には、少量に限り事業系一般廃棄物として処理することが可能です。

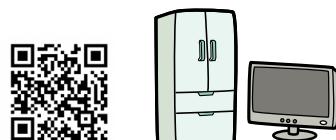
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の広域認定制度等によるリサイクル

下記の処理方法をよく確認の上、適切な場所に自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬業許可業者等に回収を依頼し、適正に処理してください。

テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機

特定家庭用機器再商品化法に基づきメーカーがリサイクルを行っています。メーカー・販売店に処理方法をご相談ください。また、『家電リサイクル券センター』ホームページもご参照ください。<https://www.rkc.aeha.or.jp/> 電話:0120-319-640 または 03-5249-3455

※ディスプレイモニターや業務用冷蔵庫、業務用エアコンは対象となりません。産業廃棄物として処理してください。



パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づきメーカーがリサイクルを行っています。メーカー・販売店に処理方法をご相談ください。また、『パソコン3R推進協会』ホームページもご参照ください。<https://www.pc3r.jp/>



二輪車（バイク）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行っています。メーカー・販売店に処理方法をご相談ください。また、『自動車リサイクル促進センター』ホームページもご参照ください。<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/> 電話:050-3000-0727



消火器

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行っています。メーカー・販売店に処理方法をご相談ください。また、『消火器リサイクル推進センター』ホームページもご参照ください。<https://www.ferpc.jp/> 電話:03-5829-6773



事業用大規模建築物（事業用の床面積の合計が3,000m²以上）の所有者の方々へ

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及び規則において、事業者は廃棄物の減量、適正処理、再生利用促進が義務付けられています。また、事業用大規模建築物の所有者及び建設しようとする者に対しては、次の事項が義務付けられています。

◆事業用大規模建築物の所有者の義務（条例第11条）

事業用大規模建築物の所有者（所有者以外に当該事業用大規模建築物の管理のすべてについて、権原を有する者がいるときは当該権原を有する者。以下同じ）は、廃棄物の分別の推進及び再生利用の促進等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量及び適正な処理をしなければなりません。

◆減量等計画書の提出（条例第12条、規則第4条）

事業用大規模建築物の所有者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間ににおける当該建築物から生じる事業系一般廃棄物の減量等に関する計画を、毎年5月末日までに、**事業系一般廃棄物減量等計画書（様式第1号）**により、市長に提出しなければなりません。

※提出がない場合には、条例に基づき改善勧告（第15条）や公表（第16条）の対象となりますのでご注意ください。

◆廃棄物管理責任者の選任（条例第13条、規則第5条）

事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、選任した日から30日以内に、その旨を**一般廃棄物管理責任者選任届（様式第2号）**により、市長に届け出なければなりません。また、届出に係る事項を変更した場合には、その事実が生じた日から30日以内に一般廃棄物管理責任者変更届（様式第3号）により、市長に届け出なければなりません。

◆事業用大規模建築物を建設しようとする者の義務（条例第14条、規則第6条・第7条）

事業用大規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用対象物及びそれ以外の廃棄物の保管場所を区別して設置しなければなりません。また、当該建築物の建設に着手する前に、保管場所について、**事業系一般廃棄物等保管場所設置届（様式第4号）**により届け出なければなりません。

※様式（様式第1号から第4号）、作成要領及び計画書記載例は、市ホームページ（<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/008/001/p017086.html>）からダウンロードできます。

事業者向けの情報⇒環境・産業・企業立地⇒廃棄物⇒事業系一般廃棄物⇒「事業系一般廃棄物の減量等計画書」の提出について⇒「事業系一般廃棄物等保管場所設置届」の提出について



事業所等への立入検査にご協力ください

◆立入検査の実施

事業ごみを不適正排出していたり、または不適正排出が疑われる場合、その他廃棄物の適正な処理を確保する必要がある場合等、職員が事業所へ立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を査する場合があります。

立入検査は、処理の実態等を検査するため原則予告なしの訪問となりますので、ご協力ください。

立入検査の対象（主なもの）

- ① 排出事業者の事業所
 - ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事業所（無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。）
 - ③ 廃棄物処理施設のある土地・建物など
- ※立入検査を拒み、妨げ、又は忌避すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条第8号の規定により罰せられる場合があります。さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に違反した場合は、改善勧告・公表及び市の清掃センターへの廃棄物の受け入れ拒否を行う場合があります。

お問い合わせ先一覧（局番 048）

① 市の清掃センター

事業系一般廃棄物の受入施設	所在地	電話番号	FAX番号	処理手数料
西部環境センター	西区宝来 52-1	623-4100	622-5353	10kgあたり240円で計算したものに100分の110を乗じた額(10円未満切捨て)
東部環境センター	見沼区膝子 626-1	684-3802	686-0466	
クリーンセンター大崎	緑区大崎 317	878-0989	878-0959	
桜環境センター	桜区新開 4-2-1	710-6010	838-5310	

② 事業系資源物リサイクル施設

①飲料かん・びんの受入施設	所在地	電話番号	FAX番号	処理手数料
東部環境センター リサイクル施設	見沼区膝子 626-1	684-3802	686-0466	10kgあたり100円で計算したものに100分の110を乗じた額(10円未満切捨て) ※減額手続については廃棄物対策課へ
②紙ごみの受入施設（市指定施設）	所在地	電話番号	メール	処理手数料
エコペーパーリサイクルセンター見沼	見沼区深作 3-41-10	795-4265	info@ecosystem.or.jp	同上
③木くずの受入施設（市許可施設）	所在地	電話番号	FAX番号	処理手数料
角みどりサービス（剪定枝）	緑区南部領辻 3871-1	878-0113	878-0694	直接お問い合わせください。
角太盛（剪定枝・刈草類・大型木製品等）	浦和区大原 5-12-1	685-8161	685-8144	
鶴藤榮商事（剪定枝・刈草類・大型木製品等）	岩槻区末田 2048-2	797-0751	797-0752	

③ 一般廃棄物収集運搬業許可業者を探す

名称	ホームページ	処理手数料
さいたま市一般廃棄物（ごみ） 収集運搬許可業者一覧	https://www.city.saitama.lg.jp/ 001/006/008/001/p002587.html	 業者によって異なります。 直接許可業者にお問い合わせください。

④ 産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者を探す

名称	ホームページ	処理手数料
産業廃棄物処理業許可業者名簿 (さいたま市ホームページ)	https://www.city.saitama.lg.jp/ 001/006/008/002/005/p001249.html	業者によって異なります。 直接許可業者にお問い合わせください。
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興 財団 さんぱいくん	https://www2.sanpainet.or.jp/index.php	
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 会員検索	https://www.saitama-sanpai.or.jp/search/	

⑤ 登録廃棄物再生事業者を探す

名称	ホームページ	処理手数料等
埼玉県 廃棄物再生事業者登録一覧	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/ saiseijigyosya.html	 直接お問い合わせください。

⑥ さいたま市事業ごみ担当部署

担当部署		所在地	電話番号	FAX番号
一般廃棄物について	廃棄物対策課	浦和区常盤 6-4-4 市役所 7 階	829-1335	829-1991
産業廃棄物について	産業廃棄物指導課	浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 B1 階	829-1607	829-1933

【発行】R 6.3

さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
 電 話：048-829-1335（直通）
 E-mail : haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

所在地：さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
 FAX : 048-829-1991

この事業ごみの処理ガイドは12,000部作成し、1部あたりの印刷経費は22円です。

